

# 同一番号再交付（ナンバープレート再交付）

ナンバープレートが全ての文字・数字が判読可能な状態で、折れ曲がったり傷ついたりした場合には、同じ番号でナンバープレートの再交付ができます。

ただし、元のナンバープレートと同じ種類でなければ再交付できません。ペイント式から字光式など、元のナンバープレートと異なる種類のプレートで同じ登録番号にされたい場合は、「自動車登録番号標等の交換申請」となります。

ナンバープレートが盗難、紛失、文字の欠落、汚れなどで全ての文字・数字が判読できない場合は、「番号変更」の手続きとなります。

申請は使用の本拠の位置を管轄する運輸支局・検査登録事務所にて行ってください。

軽四輪及び軽三輪自動車については、軽自動車検査協会にお問い合わせください。

→運輸支局又は検査登録事務所

→軽自動車検査協会

## 1. 申請に必要な書類等

【1】 自動車検査証（写し）

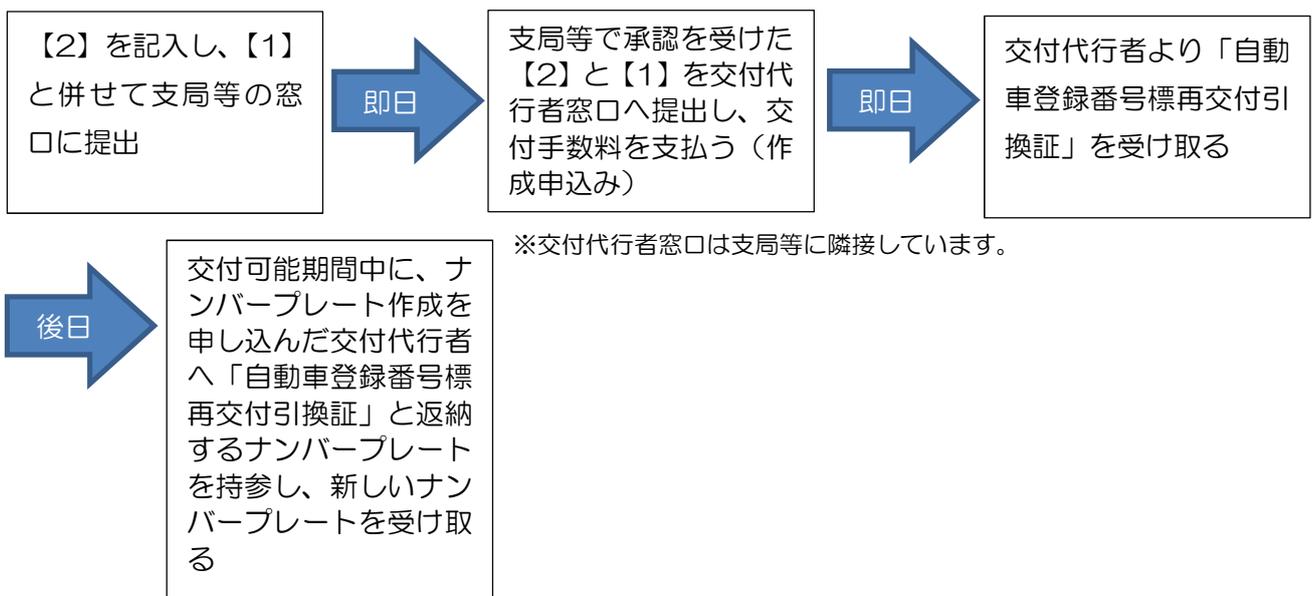
【2】 自動車登録番号標再交付申込書

（運輸支局窓口もしくは番号標交付代行車者窓口にて入手）

【3】 自動車登録番号標交付手数料

※交付手数料はこちらをご確認ください。

## 2. 交付までの流れ



※交付可能期間がありますのでご注意ください。

※再交付のナンバープレートは1枚ごとの注文作成となり、申込みから引き換えまでに4～5日程度かかります。

※後面のナンバープレートを再交付する場合は、封印を受ける必要がありますので、当該自動車の持ち込みが必要となります。